

石川県公報

平成 29 年 10 月 4 日 (水曜日)

号 外

(第 66 号)

目 次

選挙管理委員会	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日	1
○衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	1

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第67号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成29年10月4日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

被登録資格の決定の基準日

平成29年10月9日（ただし、年齢については、平成29年10月22日）

石川県選挙管理委員会告示第68号

平成29年10月22日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成29年10月4日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 日 時 平成29年10月10日 午後7時
- 場 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）

